

きたひろ観光サポーター制度 設置要項

(趣旨)

第1条 市民の観光まちづくりへの参画を促進するとともに、市の観光PRや地域振興等に関する活動に対して支援・協力をしていただける市民等を募集するため、きたひろ観光サポーター制度を設けます。

(活動内容)

第2条 きたひろ観光サポーター（以下「サポーター」という。）は、次に掲げる役割を担っていただきます。

- (1) SNS等を活用した市の観光資源（自然環境や食の魅力、歴史・文化、観光名所、特産品等）についての自主的な情報発信による観光PR
- (2) 市の観光PR等を目的としたイベント等の運営
- (3) その他の市の観光振興や地域振興等に資する取組

(登録資格)

第3条 サポーターとして活動する意欲のある18歳以上の方であれば居住地を問わず、どなたでも登録ができます。

ただし、18歳未満であっても保護者の同意がある場合には登録できることとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年北広島市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する場合はサポーター登録を行いません。

(登録方法)

第4条 サポーターへの登録を希望する方は、北広島市経済部観光振興課まで、きたひろ観光サポーター登録申請書（別記第1号様式）を記入のうえ、郵送又はメールにて提出をするか、登録申請フォームに必要事項を入力のうえ、送信をしてください。なお、登録は随時受け付けています。

- 2 サポーターは、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに変更事項を同課にご報告ください。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、登録された日から当該日が属する年度の3月31日までとします。

- 2 サポーターから登録取消の申し出がない場合には、翌年度の4月1日から3月31日まで

登録期間を更新することができるものとします。

(活動経費)

第6条 サポーターの活動に対して、原則として謝金はお支払いしません。

(登録の取消)

第7条 サポーターが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、市はその登録を取り消すものとします。

- (1) 本人から登録辞退の申し出があったとき
- (2) サポーターが公序良俗に反する行為、又はサポーターとしてふさわしくない行為をしたとき
- (3) 身心の故障のため、サポーターの活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (4) サポーターと長期にわたり連絡不能となったとき
- (5) その他、市が登録を取り消す必要があると認めたとき

(サポーターの責務)

第8条 サポーターは、その活動を行うに当たり、次に掲げる責務を負うものとします。

- (1) 安全の確保に十分配慮すること
- (2) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行わないこと
- (3) 危険のある行為、又は他人の迷惑となる行為を行わないこと
- (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動において利用しないこと

2 サポーターは、その活動中の事故に対する補償を市に対して求めることはできないものとします（主催者がイベント保険に加入する一部の大規模イベントは除く）。

3 サポーターは、第1項に掲げる責務を果たさない、又は第2条に掲げる活動内容を逸脱すること等により、第三者又は市に損害を与えた場合には、当該サポーターが全ての責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

(補 足)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。